

「府中市における市民活動の推進に向けた 施策について」

検 討 結 果 報 告 書

平 成 2 5 年 1 月

府中市市民活動推進協議会

目 次

はじめに	1
1 NPO・ボランティア等の活動の推進に関する事項について	2
(1) NPO・ボランティア団体の活動支援について	2
(2) 自治会活動の振興について	4
(3) コミュニティビジネスの育成について	5
2 府中NPO・ボランティア活動センターの運営に関する事項について	6
(1) センターの支援機能の強化について	6
(2) 各支援機能に関する課題と改善策について	7
3 NPO・ボランティアの活動その他の市民活動の拠点に関する事項について	10
(1) 施設の基本的なあり方について	10
(2) 施設の一体的な管理運営について	10
(3) 施設の管理運営制度について	10
(4) 施設の管理運営予算について	10
(5) 市民活動サポートセンターの支援機能の拡充について	11
(6) 小ホール及びホワイエの運営方法について	12
(7) コミュニティセンターと小ホール及びホワイエの利用制度について	12
(8) 施設計画について	13
参考資料	
資料1 府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業における保留床 (5階・6階)の活用方針について	27
資料2 府中市市民活動推進協議会設置要綱	30
資料3 府中市市民活動推進協議会委員名簿	32
資料4 府中市市民活動推進協議会検討経過	33
資料5 府中市市民活動推進協議会分科会検討経過	34

はじめに

府中市（以下「市」という。）では、市民が自発的かつ継続的に行う社会貢献活動を促進するとともに、NPO・ボランティア団体、企業、学校、行政等の間の協働の推進を図るため、平成14年8月に府中NPO・ボランティア活動センター（以下「センター」という。）を開設し、市民活動の拠点整備を行っております。また、平成21年4月からは、中間支援機能を有する特定非営利活動法人に運営を委託し、団体支援の拡充を図っております。

近年、NPO・ボランティア団体数及び市民活動に参加する市民の数は増加傾向にあり、様々な分野で協働が進んでおります。しかし、NPO・ボランティア団体数の増加に伴う活動場所の不足や、協働の担い手となり得る組織力のあるNPO・ボランティア団体の不足など、いまだ多くの課題も残されております。こうした状況の中、センターの担う役割はますます重要になってきており、センターの持つNPO・ボランティア活動支援機能のさらなる拡充が期待されております。

本協議会は、平成23年2月から平成25年1月までの2年間、市長から検討依頼のあった（1）NPO・ボランティア等の活動の推進に関する事項、（2）府中NPO・ボランティア活動センターの運営に関する事項、（3）NPO・ボランティアの活動その他の市民活動の拠点に関する事項の3点について、市内のNPO・ボランティア活動の状況やセンターの運営状況、及び他市の先進事例等をもとに検討してまいりましたので、その結果をご報告いたします。

1 NPO・ボランティア等の活動の推進に関する事項について

従来は、原則として全ての公共サービスは行政が担うべきであり、NPO・ボランティアは行政の手の届かない分野で活動する、いわば行政の補完的な機関であると考えられてきました。しかし、近年はこうした考え方が見直され、市民、企業、学校、行政等が互いに協力しながら積極的に地域課題を解決し、市民主体のまちづくりを進めていくことが期待されております。

このような観点から、NPO・ボランティア等の活動の推進にあたっては、市民が主体的に活動するための仕組みを構築していくことが必要であると考えられます。

(1) NPO・ボランティア団体の活動支援について

ア 団体登録制度について

<現状>

センターの登録団体数は、センター開設年度である平成14年度末の27団体から年間10団体程度の増加を続け、平成23年度末現在では105団体となっております。これは近隣同規模市の中間支援センターの登録団体数と比較すると若干少ないところですが、本市でも多くの市民がNPO・ボランティア活動に携わっている現状がうかがえます。

なお、市内にはセンター登録団体以外にも数多くのNPO・ボランティア団体が存在しておりますが、これらの団体がセンターに登録しない要因としては、独自の事務所を有する団体等にとって、センターが提供するソフト面の支援は必要でも、施設利用などハード面の支援はあまり必要ではないことから、登録まで至らないことなどが挙げられます。

<今後の方針>

① 団体の増加と育成について

第5次府中市総合計画では「センター登録団体数」を施策の評価指標に定めているため、センターではこれまでその増加と育成に取り組んでまいりましたが、今後はNPO・ボランティア活動に携わる市民の裾野の拡大を目指し、登録団体以外のNPO・ボランティア団体の増加と育成にも取り組んでいくことが求められます。

また、登録団体を育成して市やセンターの支援から自立させていくこともセンターの重要な役割の一つであると考えられます。

② 団体登録制度の見直しと支援対象範囲の拡大について

今後は、コミュニティビジネスの育成や起業支援も含めた幅広い支援が求められることから、各団体の活動実績等に関する評価制度を導入するなど本市の団体登録制度のあり方を見直すとともに、センターの支援対象範囲を拡大していく必要があります。

イ 財政的支援について

<現状>

現在、市が実施する財政的支援としては、市民の公益の増進に寄与する先駆的な事業に対して補助金を交付する「市民提案型市民活動支援事業」がありますが、平成22年度をピークに応募団体数が減少していることから、今後は応募団体数の増加に向けた取り組みを検討する必要があります。

<今後の方針>

① 補助制度の見直しについて

市民提案型市民活動支援事業補助金の補助率は対象経費の2分の1以下と定められており、小規模な団体にとっては残りの半分の経費を負担することが困難な場合もあるので、今後は事業規模等に応じた補助率の見直しや補助上限額の増加、補助対象期間内の傾斜配分などを検討する必要があります。

② 新たな財政的支援の実施について

活動を始めて間もない団体にとっては補助金という形での支援も有効ですが、自立した運営を続けていくためには経常経費や活動拠点を確保していくことが必要となります。このことから、今後は新たな財政的支援として、市民団体が市の業務に参入する機会の提供や活動拠点の設置などについても検討していただくことを望みます。

(2) 自治会活動の振興について

<現状>

平成23年度の府中市の自治会加入率は62.10%で、近隣同規模市の加入率（立川市：47.65%、三鷹市：39.78%、調布市48.80%）と比較して高い値となっておりますが、平成元年度の79.62%をピークに年々減少傾向にあります。また、近年は多くの自治会で、役員の固定化・高齢化といった課題を抱えております。

<自治会とNPO・ボランティア団体との協働状況>

こうした状況の中、自治会・町会の上部組織である自治会連合会では、行政や関係機関、団体等との連携を強化しながら、自治会の振興と市民生活の向上を目的としたイベント等を開催するなど、地域の様々な課題解決に取り組んでおります。また、近年では、さらなる市民活動の活性化に向けて、自治会連合会が「NPO・ボランティアまつり」に参画したり、自治会連合会の理事会等にNPO・ボランティア団体が参加したりするなど、双方で協働の接点を模索しております。

このように、公会堂や集会場等多くの施設を保有する自治会と、活動の場を特定の地域に限定しないNPO・ボランティア団体が協働して事業を実施するようになることは大変合理的であり、今後もこうした取り組みを進めていくことが求められます。

<今後の方針>

自治会の振興を図ると同時に、自治会保有施設をNPO・ボランティア団体の活動拠点として活用することが可能になれば、両者のネットワークの形成に極めて有効であると考えられることから、今後も情報の共有がなされるよう、両者の協働をより一層進めていくことが重要となります。

また、今後は、自治会が地域課題の解決においてより重要な役割を担うとともに、市と自治会との協働体制をさらに強化していくための方策についても検討する必要があります。

(3) コミュニティビジネスの育成について

<現状>

近年、本市でも、地域課題をビジネスの手法を用いて解決する「コミュニティビジネス」に取り組む団体が増えつつありますが、他の自治体に比べて目立った活動がまだ少ないことから、今後は、市内でコミュニティビジネスに取り組む団体の情報を把握し、市とそれらの団体との協働を図るとともに、地域課題の解決能力を持つ団体を新たに増やしていく必要があります。

<今後の方針>

今後は、市民を主体として地域課題の解決を目的に行われる事業は全てコミュニティビジネスと捉え、支援の対象としていくことが求められます。

具体策としては、起業や経営に関する啓発講座の実施や運営相談体制の確保、インキュベーション（起業支援）施設の設置等が考えられます。なお、府中駅南口第一地区市街地再開発ビル（以下、「再開発ビル」という。）の新たな市民活動拠点施設にインキュベーション機能を設置する場合には、多くの人々が往来する駅前であることから、会議室のような貸事務所よりも様々な人が利用できるオープンな貸出スペース等を設置する方が望ましいと思われます。また、他の自治体のように民間主導でインキュベーション施設を設置することなども考えられますが、その場合には市民活動拠点施設とインキュベーション施設との連携体制を確保する必要があります。

2 府中NPO・ボランティア活動センターの運営に関する事項について

平成21年度にセンターの運営業務を民営化してから約4年が経過し、登録団体数も順調に増加しておりますが、前項でも報告したとおり、NPO・ボランティア活動を取り巻く状況が大きな変化を迎える中、センターが提供する支援内容についても見直しの必要性が生じてきております。

また、数年後にはセンターの機能が再開発ビルに設置される市民活動拠点施設に移転することも踏まえ、今後はセンターの支援機能をさらに拡充していくことが求められます。

(1) センターの支援機能の強化について

センターの支援機能の拡充にあたっては、主に次の4つの項目を中心に強化していくことが求められます。

ア コミュニティビジネス支援機能の強化

コミュニティビジネスのより一層の推進を図るため、今後はセンターのコミュニティビジネス支援機能を強化し、看板施策の一つとして前面に押し出していくことが求められます。

イ NPO・ボランティア団体の活動支援及びNPO・ボランティア活動への市民参画促進のためのコーディネーターの養成

新たな市民活動拠点施設にはオープンスペースの設置が計画されており、市民、団体間の交流の場となることが期待されますが、新たな交流を生み出すためには、NPO・ボランティア団体の活動支援やNPO・ボランティア活動への市民参画の促進を担うコーディネーターが必要となります。このことから、今後はセンターとしてもコーディネーターとなり得る人材の育成に取り組んでいくことが求められます。

ウ NPO・ボランティア団体への市民参画を促進するための環境整備

NPO・ボランティア団体の運営上の課題の一つに「人材不足」が挙げられることから、今後は、団体へのボランティア派遣制度の構築やシニア向けの地域デビュー講座の開催など、NPO・ボランティア団体への市民参画を促進するための環境整備を進めていくことが求められます。

エ 市民活動に対応する相談窓口の一元化

市民活動に対応する相談窓口については、市民がアクセスしやすい施

設にワンストップで対応することが可能な形で設置されることが求められます。このことから、新たな市民活動拠点施設には、中間支援組織としての機能を有するセンターと市の市民活動支援担当部署の両方の窓口を設置することが望まれます。

また、当該施設内に、市民ニーズに対し全般的な対応ができる市の窓口を設置していただくことを望みます。

(2) 各支援機能に関する課題と改善策について

センターの各支援機能については、上記４項目の強化策に基づき、次のとおり改善していくことが求められます。

ア 相談窓口機能

<主な業務>

NPO・ボランティア活動相談、団体運営相談、団体登録受付など

<課題と改善策>

市民活動の周知・啓発の強化と団体以外の市民によるセンターの利用機会の増加を図るため、市内各地域でセンター事業や団体の活動内容を紹介するPRイベント等を開催することなどが求められます。

また、センターの来館者数を増加させるためにはセンター自体が魅力ある施設となる必要があることから、研修等の機会を通じて、センターのスタッフのさらなるスキルアップを図り、来館者や団体への支援につなげていくことが求められます。

さらに、団体数が増加傾向にあることから、センター業務のアウトソーシングの推進やセンター運営ボランティア制度の実施などを通じて、適切な業務運営体制を確保する必要があります。

イ コンサルティング・課題解決機能

<主な業務>

NPO法人設立相談、経理・パソコン相談など

<課題と改善策>

法務・税務・登記等の専門知識を要する相談にも対応できるよう、所管各行政機関と連携した講座等の実施や、税理士等の専門家とのネットワーク構築、さらに団体向けの集合研修の実施などが求められます。

また、団体主催イベントの運営に関する相談件数が増加しつつあることから、イベント運営マニュアル等を作成し、相談業務の効率化を図る必要があります。

ウ 情報収集・提供機能

<主な業務>

団体情報及び助成金情報の収集・提供、広報誌の発行、各種イベントにおけるセンター事業の周知など

<課題と改善策>

団体の活動情報を多くの市民に周知するためには、市広報以外にも様々な情報媒体を活用していく必要があります。このことから、コミュニティサイト等の既存の情報媒体の利用の促進や、ブログやメールマガジン等の新たな情報媒体の活用などが求められます。

また、団体情報の更新頻度を向上させるために、団体自身による情報更新の仕組みを構築していくことなどが求められます。

エ 交流・ネットワーク機能

<主な業務>

団体間交流の実施、企業・学校・行政とのネットワーク構築など

<課題と改善策>

団体間交流の拡充を図るため、シンポジウムの終了後に交流会を開催するなど、より多くの団体・市民が交流できる機会を提供したり、団体同士のマッチングを促進したりすることなどが求められます。

また、構築したネットワークを活用して、新たな事業をコーディネートしたり、団体と各機関とのマッチングを実施したりすることなどが求められます。

オ 人材育成機能

<主な業務>

講座の開催、市民活動啓発イベントの開催、各種イベントにおける市民活動の啓発、協働推進事業等を通じた団体育成など

<課題と改善策>

コミュニティビジネスの推進を図るため、起業・経営講座の開催やコミュニティビジネスの運営相談体制の確保などが求められます。

また、講座終了後の受講者へのフォロー体制を確保するため、連続講座やフォローアップ講座を開催したり、受講者への継続的な活動支援を行ったりすることなどが求められます。

さらに、団体育成機能の拡充を図るため、経験年数の多い団体が設立後間もない団体を支援するような仕組みを構築することなどについても検討していただくことを望みます。

カ 活動拠点・機材提供機能

<主な業務>

会議室・備品等の管理・貸出など

<課題と改善策>

団体数の増加に伴い、活動場所となる公共施設の空きが少なくなっていることから、民間の空きスペースに関する情報の収集・提供や、自治会保有施設の活用等に関する調整などを通じて、活動場所や活動拠点の拡充を図る必要があります。

3 NPO・ボランティアの活動その他の市民活動の拠点に関する事項について

本協議会では、市が策定した「府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業における保留床（5階・6階）の活用方針（以下『活用方針』という。）」をもとに、再開発ビルの5・6階に設置される新たな市民活動拠点施設の管理運営方法や機能、レイアウトなどを検討し、次のとおり協議がまとまりましたので、ご報告いたします。

(1) 施設の基本的なあり方について

本施設については、既存の市内公共施設にはない特徴を持たせるとともに、特定の方だけでなく、多くの方に利用されるような施設にすることが求められます。

また、本施設の管理運営業務の担い手として、市内NPO法人など市民を中心とした新たな受け皿づくりを進めていくことが求められます。

(2) 施設の一体的な管理運営について

活用方針では、本施設の市民活動支援機能を「市民活動サポートセンター」・「小ホール及びホワイエ」・「コミュニティセンター」の3つに分類しておりますが、効率面や市民サービス向上の観点から、同一の管理運営者が一体的に管理運営するのがよいと考えます。

(3) 施設の管理運営制度について

本施設では、管理運営に民間のノウハウを活用するため、指定管理者制度を導入することが望まれます。なお、本施設では団体間のコーディネート業務を行うことが想定されることから、指定管理者については、中間支援組織としての機能と活動実績を有し、地域の特性を理解している、市民を中心に構成された団体を選択するのが望ましいと考えます。

(4) 施設の管理運営予算について

指定管理者制度を導入する場合、指定管理者は施設の管理運営予算を確保するために、指定管理料と利用料金収入のほかにも、自主事業を実施して積極的に収入を確保していくことが必要となります。

なお、自主事業の実施に際しては、収支予算を明確にし、必要に応じて運営予算を増額することなども考えられます。

(5) 市民活動サポートセンターの支援機能の拡充について

市民活動サポートセンターには現在のセンターの機能が移転されることとなりますが、移転に際しては、前項で提案した改善策に加え、次のとおり支援機能を拡充することが望まれます。

ア 相談窓口機能

本施設では多くの市民の来館が期待されることから、市民活動のより一層の普及を図るため、オープンスペースを利用する一般来館者に対し、市民活動への参加を促すためのロビーワークを実施することが求められます。

また、他市の同種施設では来館者用総合案内と施設管理者事務室を別々に設けている事例がありますが、複数の窓口を設置すると来館者の混乱を招くおそれがあることから、本施設では施設管理者が総合案内を兼務することにより、窓口を一元化すべきであると考えます。

イ コンサルティング・課題解決機能

団体同士や団体と企業・学校・行政とのマッチングをより一層促進するため、センターが持つマッチング機能を「見える化（PR）」し、マッチングに関する相談件数の増加を図って、実績を積み上げていくことが求められます。

ウ 情報収集・提供機能

現在は、登録団体の情報を紙媒体で収集し、閲覧に供するほか、ホームページ等で紹介しておりますが、実際にはセンターに問い合わせる団体情報を入手することの方が多いためと思われます。このことから、本施設では、原則として電子媒体により団体情報を収集するとともに、ロビーにパソコンを設置するなどして団体情報を自由に閲覧できるようにすることが求められます。

また、団体活動を積極的かつ効果的にPRしていくため、本施設で行われる催し等の情報を施設外でも案内できるような策を講じていくことが求められます。

エ 交流・ネットワーク機能

利用団体が施設の運営に積極的にかかわっていくための仕組みとして「運営協議会」を設置し、施設の管理運営に対する評価とアドバイスを受けるとともに、団体同士が交流するためのきっかけを生み出すことが求められます。

また、本施設と同様にNPO・ボランティア活動の支援機能を有する府中市社会福祉協議会の府中ボランティアセンターとは、今後も積極的に連携を進め、ネットワークを強化していく必要があります。

オ 人材育成機能

次世代の市民活動の担い手を育成するため、オープンスペースで一般来館者対象のワークショップを開催したり、青少年の居場所づくりとしてロビーに学習スペースを設置したりすることなどが求められます。

また、講座の運営予算を確保するため、講座の開催時には、参加料の徴収に加え、民間事業者に宣伝を兼ねた物資の提供や技術協力を依頼することが望まれます。

カ 活動拠点・機材提供機能

利用団体の負担を減らすため、民間事業者の協力を得てコピー機や印刷機等の使用料を軽減できるようにすることが望まれます。

(6) 小ホール及びホワイエの運営方法について

小ホールについては、市民活動の発表など市民活動団体の利用目的と、講演会や展示会など企業等の利用目的の双方を満たすため、多目的ホールとすべきであると考えます。

また、小ホール及びホワイエの運営にあたっては、市民活動の発表のほか、NPO・ボランティア団体や地域団体、市が主催するイベント等を開催するなど、市民が気楽に訪れることができる仕組みづくりにも取り組んでいくことが望まれます。

(7) コミュニティセンターと小ホール及びホワイエの利用制度について

本施設でも、現在のセンターと同様、団体登録制度を実施することにより、各団体のコミュニティセンターと小ホール及びホワイエの利用機会を

均等化し、特定の団体に利用が偏らないようにすべきであると考えます。ただし、市民活動サポートセンターのオープンスペースについては、登録の有無にかかわらず、誰もが利用できる空間とすることが望まれます。

また、活用方針に沿った形でコミュニティセンターと小ホール及びホワイエの利用がなされるよう、団体の種別や活動内容により予約時期や利用料金等に差をつけることなども検討していただくことを望みます。具体的には、NPO・ボランティア団体が利用する場合や団体間交流を行う場合、地域貢献活動を行う場合などに貸出条件を優遇することなどが考えられますが、原則としては全て有料で貸し出すこととし、利用料金の減免制度や利用回数制限等の実施については、開館後の実績をもとに検討するのがよいと考えます。

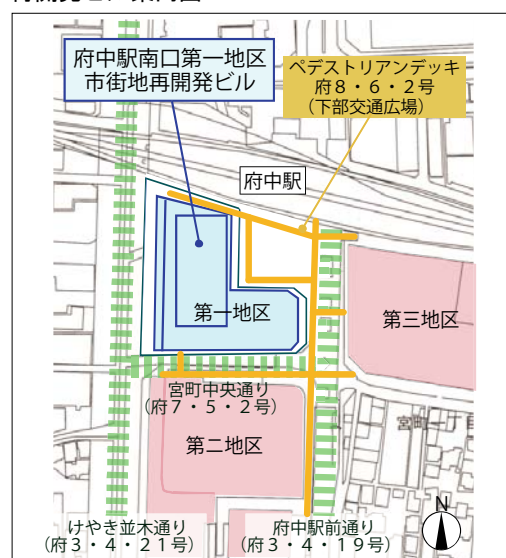
(8) 施設計画について

ア 施設計画の前提条件

① 施設の立地等

本施設は、地上15階、地下4階で構成される再開発ビルの5階及び6階に設置されます。なお、4階から地下2階には商業施設が、7階から15階には集合住宅が設置されます。

再開発ビル案内図



また、当該再開発ビルは、東側が府中駅前通り（府3・4・19号）及び交通広場に、南側が宮町中央通り（府7・5・2号）に、西側がけやき並木通り（府3・4・21号）に面し、2階は府中駅と連絡するペデストリアンデッキ（府8・6・2号）に接続されます。

② 駐車場及び駐輪場の配置

駐車場については、地下3階及び地下4階にビル共用として約120台分、地下3階に荷捌き車両用として8台分の駐車スペースの確保が予定されています。また、駐輪場については、地下1階に公共用として約550台分、地下2階にビル共用として約470台分の駐輪スペースの確保が予定されています。

③ 施設までの動線

A 再開発ビルへの動線

再開発ビルに徒歩で来館する場合には、交通広場に面した1階東側、けやき並木通りに面した西側、及び府中駅に面した北側の各通路に配置される共用出入口を利用し、ペDESTリアンデッキと接続する2階からは、東側、北側、及び南側の各共用出入口を利用することとなります。

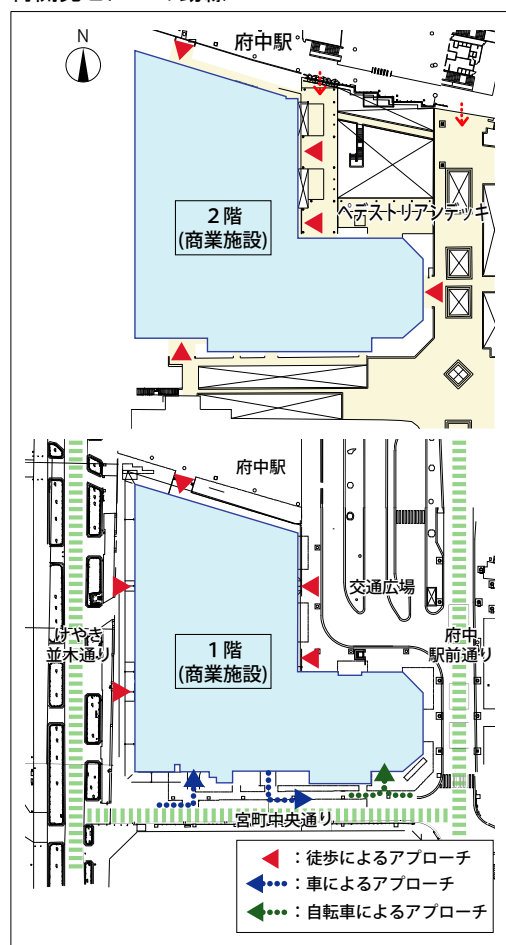
また、車で来館する場合には、1階南側の駐車場入口から地下3階及び地下4階の駐車場に降り、自転車で来館する場合には、1階南側の駐輪場入口から地下1階の公共駐輪場及び地下2階のビル共用駐輪場に降りることとなります。

B 5階及び6階への動線

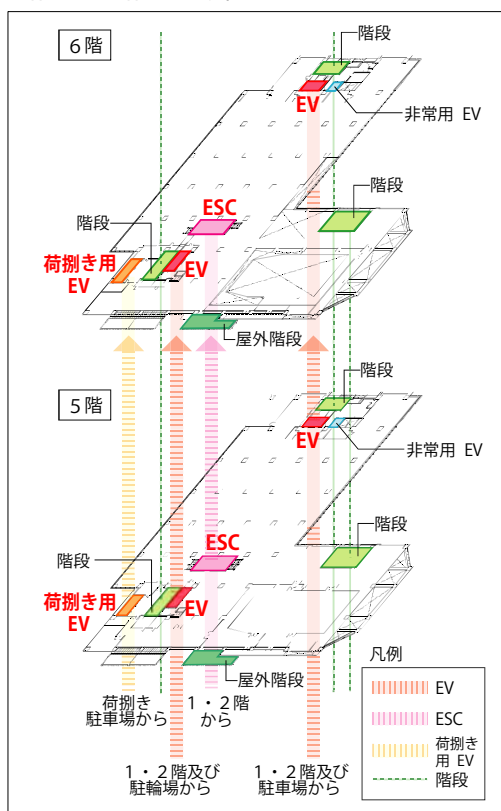
5階及び6階へは、北側と南側に配置されるエレベーターか、南側に配置されるエスカレーターで上がるることとなります。

徒歩で来館する利用者については、下階の商業施設の利用者によるエレベーターの混雑等を避けるため、主に南側のエスカレーターを利用して来館することが想定されます。

再開発ビルへの動線



5階及び6階への動線



また、駐車場の利用者は北側のエレベーターを、駐輪場の利用者は南側のエレベーターを利用することが想定されます。

なお、南側には荷捌き用エレベーターも配置されるため、地下3階の荷捌き車両用駐車場から5階及び6階へ上がることも可能です。

さらに、東側、北側、及び南側には、通常時も利用できる避難階段が1ヵ所ずつ配置されます。また、南側の屋外にも避難階段が1ヵ所配置されます。そのほか、火災時に消防隊員が消火・救出作業を行うための非常用エレベーターが北側に配置されます。

④ 構造設備

A エレベーター及びエスカレーター

施設の北側と南側に24人乗りエレベーターが2基ずつ配置され、南側にエスカレーターが1基配置されます。

また、南側に24人乗り荷捌き用エレベーターが2基、北側に24人乗り非常用エレベーターが1基配置されます。

B 設備スペース等

ビル共用の設備スペースは南北のエレベーター付近に配置されます。また、公共施設用の電気室は5階南西側に、給水設備室は地下4階北側に配置され、空調設備用の室外機は6階上部のトレンチ階に設置されます。

C 小ホール

ホールに適した天井高を確保するため、5階と6階の2層を利用します。なお、遮音性を考慮して、直上に住宅部が配置されない東側に配置されます。

D 吹抜

5階と6階の賑わいを一体的に表現するための吹抜が、北東側の2層分のガラス窓に面して配置されます。

E 水回り

トイレや給湯室などの水回りは、基本的には南北のエレベーター付近の設備スペース近辺に設置することとなります。また、小ホール関係の水回りは、東側の避難階段に隣接する設備スペースの上部近辺に設置することとなります。

イ 施設計画の基本的な考え方

① 施設全体の考え方と配置計画

A 基本方針

(1)の「施設の基本的なあり方について」に記載したとおり、本施設については、既存の市内公共施設にはない特徴を持たせるとともに、特定の方だけでなく、多くの方に利用される施設とすることが求められます。

このことから、本施設は、市民に開かれ、市民が主体となって活動・学習するまちの中の広場的な空間づくりをテーマに、日常的な集いからイベントまで多種多彩な催しを受け入れることができる「屋根のある広場ーまちの広場ー」として計画します。また、将来的な施設ニーズの変化にも対応できるフレキシブルな計画とすることで、市民に親しまれ続ける市民活動の拠点施設として位置づけます。

B 全体的な配置及び動線計画

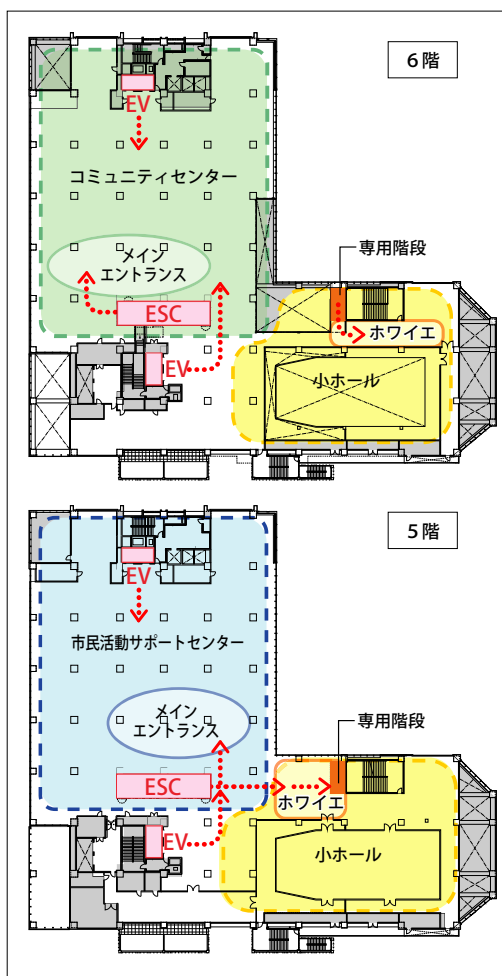
i 市民活動サポートセンター

本施設の中心的機能を担う市民活動サポートセンターは、下階からのアプローチのしやすさを考慮して5階に計画します。北側のエレベーターと南側のエレベーター及びエスカレーターの2方向からのアクセスが可能です。エスカレーターで来館する利用者が多いと想定されることから、南側をメインエントランスとします。

ii 小ホール及びホワイエ

5・6階の東側に位置する小ホールでは5階にエントランスを設けます。また、

全体配置図



5階と6階それぞれにホワイエを配置し、ホワイエ内で5・6階を結ぶ専用階段を設けます。

iii コミュニティセンター

コミュニティセンターは6階に配置し、受付や施設案内等の機能は5階のサポートセンターで一元管理する計画とします。5階同様、エスカレーターで上がってくる利用者が多いものと想定されることから、南側をメインエントランスとします。

C 将来的な施設ニーズの変化への対応策

市民活動サポートセンターは、多様なレイアウトに対応できるよう、可能な限り固定の間仕切りを設けない計画とします。

小ホール及びホワイエは、多目的利用を前提とした機能とスペースを設ける計画とします。

コミュニティセンターは、様々な機能と規模を有する会議室等と、レイアウト変更が容易なオープンスペースを設ける計画とします。

D 全ての利用者にやさしい施設計画

だれもがわかりやすく利用しやすい施設の設計及び什器・備品の選定、利用者を限定しない多目的トイレの設置、子ども連れの利用者に配慮した授乳室及びキッズルームの設置など、全ての利用者にやさしいユニバーサルデザインを取り入れた計画とします。

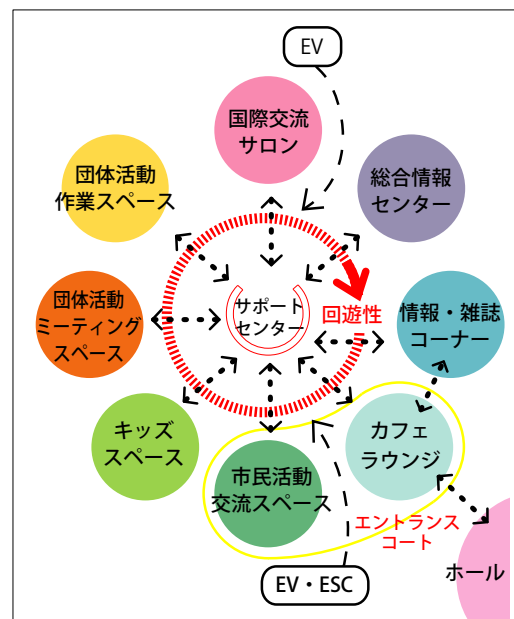
② 各機能の考え方と配置計画

A 市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターは「交流の広場」をコンセプトに、「まちの広場」の中心的な空間として位置づけます。

団体活動や市民交流の広場、キッズスペース、カフェなど様々なスペースを設けることによって、誰でも気軽に市民活動ができる空間として、これから

サポートセンターのゾーニングイメージ図



市民活動を始める方や市民活動団体・地域団体の支援と、各団体間及び各団体と企業・学校・行政とのコーディネートを行います。

また、総合情報センターや国際交流サロンなど目的の異なる施設とも共存することで、活動・交流の拠点としての機能を高めます。

i オープンスペース

東西の壁面にガラス窓を有する、広場にふさわしい 1,000 m²規模の開放的なワンルーム空間を計画します。床や天井の色彩計画等によって各スペースを特徴付けるとともに、可動間仕切りによって多様な空間ニーズにフレキシブルに対応することが可能となります。また、イベント開催時には間仕切りや備品を収納することで、一体利用が可能な壁のない大空間を生み出すことも可能となります。

ii カウンター及び事務所

サポートセンターのカウンター及び事務所を中心に各スペースを円環状に配置することで、回遊性のある配置計画とします。

事務所については、北東側の総合情報センター及び北西側の国際交流サロンと適切な距離を保つことにより、協働性を確保しながら開館時間の違いによる管理運営面にも対応し、情報の発信と交流をより一層促す配置とします。

また、バックスペースを事務所と隣接させることにより、スタッフのスムーズな連絡動線を確保します。

iii カフェラウンジ・市民活動交流スペース

カフェラウンジ及び市民活動交流スペースは、新しい施設を特徴づけるとともに市民を迎え入れるエントランスコートとして、南側のエレベーターとエスカレーターに近接させて配置します。カフェラウンジは吹抜に面した間仕切りのないオープンスペースで、民間のノウハウを活用した魅力的なラウンジをつくります。市民活動交流スペースは人々をスムーズに迎え入れ、初めての人も気軽に立ち寄りやすいイメージの空間とします。また、小ホールや情報・雑誌コーナーにも隣接させることで、くつろぎながら情報収集や交流活動を行える空間として計画します。

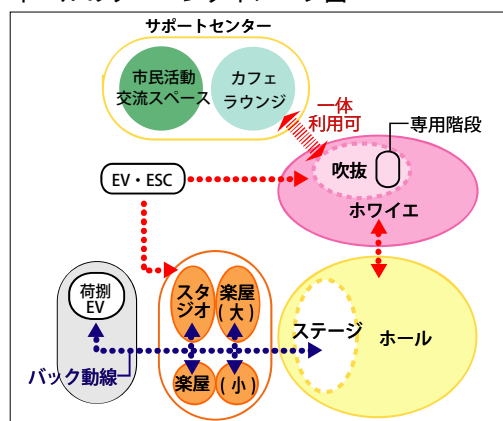
iv 団体活動スペース

団体活動ミーティングスペース及び作業スペースは、けやき並木通り側の窓際に配置し、やすらぎと良好な採光面を持つ落ち着いた空間とします。ミーティングスペースには多人数での打ち合わせも可能な広い空間を確保します。また、作業スペースを印刷室及びロッカー室と隣接させることで団体の作業効率を高めます。さらに、キッズスペースを近接させることで、子ども連れの利用者にも対応します。

B 小ホール及びホワイエ

小ホール及びホワイエは「表現の広場」をコンセプトに、市民が主役となる舞台としての広場を計画します。演奏会や小演劇、講演会など多目的に利用できる施設とし、様々な市民活動に表現の場を提供します。

ホールのゾーニングイメージ図



i 小ホール

小ホールは、施設の東側に配置し、300人対応の可動席とすることで、様々な表現活動に対応できる多目的ホールとします。ステージはミニオーケストラの演奏会にも利用可能な大きさとし、ステージ袖は可動式の反射パネルとすることで音響に配慮した仕様とします。

ii ホワイエ

ホワイエは、5階と6階それぞれに配置し、吹抜のあるガラス窓に面するとともに、上下階を階段で結びつけることにより、ハレの場へのプロログ空間として位置づけます。また、5階のホワイエとカフェラウンジ及び市民活動交流スペースの間に開閉可能な間仕切りを設置することで、各スペースとの一体利用も可能な仕様とします。さらに、パントリーを設置して、パーティーなどビュッフェコーナーとしての利用も可能にします。

iii スタジオ・楽屋等

スタジオは、多人数での使用が可能な控え室兼練習室として、ステージのバック動線付近に配置します。

楽屋及びピアノ庫は、ステージと荷捌き用エレベーターホールをつなぐ南側のバック動線に面して配置し、ステージまでの移動距離を短くした機能的な配置とします。また、多様なニーズに対応するため、大きさの異なる3つの楽屋を配置します。

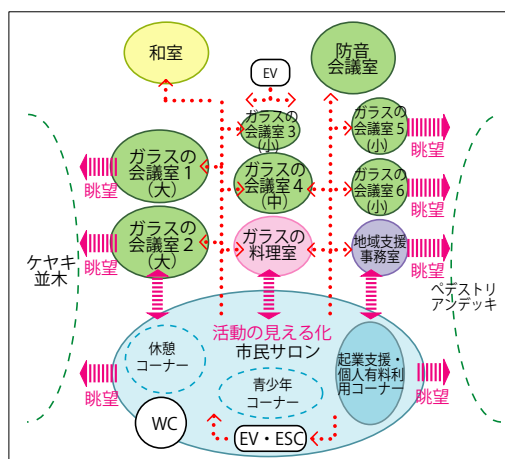
倉庫は、客席・ステージ・バック動線に分散配置し、多目的な利用を想定して、それぞれ十分な収納力を備えた大きさとしします。

トイレは、ホール専用として5階と6階それぞれのホワイエに設け、ホール利用者がわかりやすく、利用しやすい配置とします。

C コミュニティセンター

コミュニティセンターのゾーニングイメージ図

コミュニティセンターは「協働の広場」をコンセプトに、可動間仕切りや防音仕様により様々なニーズに対応可能な大小の会議室、開放的なイメージの料理室、様々な利用を想定した和室、地域団体を支援する地域支援事務室を配置します。



また、市民サロンはコミュニティビジネス等の起業を目指す方の支援や青少年の居場所づくりを目的としたフレキシブルなロビー空間として位置づけます。なお、市民サロンと会議室等をガラスで間仕切ることにより、市民活動への積極的な参加を促します。

i 市民サロン

コミュニティセンターのエントランス空間及び休憩コーナーとして、市民サロンをエスカレーターに隣接させて設けます。また、東西のガラス窓に面することで明るく開放的な空間とし、東側は吹き抜けを介して府中駅前のペDESTリアンデッキを望み、西側はケヤキ並木を眺める配置とします。

なお、会議室や料理室に隣接させることで、一体的なイベント利用等にも対応できる空間とします。また、中央に可動間仕切りを備えた青少年の学習スペースを配置し、東側に起業支援・個人有料利用コーナーを配置する特徴的な空間とします。

ii 会議室・料理室・和室・地域支援事務室

少人数での利用から80人規模の大人数まで対応できる様々な大きさの会議室を設けます。各会議室は市民サロンから北側エレベーターに伸びる2本の通路に面し、初めて来館する方にもわかりやすく利用しやすい配置計画とします。また、市民サロンと会議室及び料理室をガラスで間仕切り、視覚的に連続させることで、市民活動の相乗効果を図ります。特に、西側の会議室は、ケヤキ並木の緑に浮かぶ特徴的な会議室とします。なお、各会議室及び料理室には一般会議用マイクの利用が可能な防音性能を備え、北東側には完全防音仕様の会議室を設けます。

北西側には着付け教室や囲碁教室等の利用を想定した和室を設け、2室に分けて利用することも可能なつくりとします。なお、茶室として利用するには本格的な設備等が必要なこと、及び市内既存施設に茶室が存在することなどから、茶室としての機能は設けず、和室の前に共用の給湯室を設けることとします。

東側には自治会など地域団体の活動支援を目的とした地域支援事務室を設けます。なお、市民サロンと隣接させることにより、利用者に地域活動をアピールし、参加を促進します。

D 倉庫

5階南西側にオープンスペースでのイベント等で使用するパネル等を収納する倉庫を、小ホールエリアの各所に可動席収納時に利用する机・椅子や舞台用備品等を収納する倉庫を、6階北側に会議室用の机・椅子や市民サロンでのイベント等で使用する備品等を収納する倉庫を配置します。なお、6階北側の倉庫については、5階にも備品を運搬しやすいよう、北側エレベーター前に配置します。

ウ 各室の機能概要について

5 階			
室名	面積 (㎡)	設計概要	備考
市民活動サポートセンター	90	・各スペースを視認しやすい中央へ配置 ・ESCからの視認性を確保	・事務デスク、打合せデスク ・収納棚 ・窓口カウンター
市民活動サポートセンター バックスペース	30	・収納スペース兼職員の休憩スペース	・休憩用デスク ・収納棚
総合情報センター	120	・サポートセンターと近接し、協働性を確保しながら勤務時間の違いにも対応 ・閉館時はシャッター管理	・受付 ・相談コーナー (防音間仕切) ・行政資料コーナー ・自動交付機、図書返却機能付き
総合情報センターバックスペース	50	・収納スペース ・総合情報センターと近接配置し、作業効率を向上	・収納棚
市民活動交流スペース	145	・市民が気軽に活用できる多目的スペース ・可動間仕切りによりおだやかに空間を仕切ることが可能 ・イベント時は展示・体験コーナーとして活用可能	・2～4人用テーブル ・展示パネル ・可動間仕切り
団体活動ミーティングスペース	210	・打合せ用テーブルの配置を変更することでフレキシブルに活用できるミーティングスペース ・団体作業用スペースと隣接し、一体利用が可能 ・良好な採光面を持つ落ちついた空間	・2～4人用テーブル ・8人用テーブル ・床置き型間仕切り
団体活動作業スペース	65	・印刷室と隣接し、団体活動スペースの機能性を向上 ・可動間仕切りによりおだやかに空間を仕切ることが可能	・作業用テーブル ・可動間仕切り
カフェラウンジ	170	・ESC・ホールに近接配置し、施設の表玄関となる象徴的なスペース ・東側開口部に面し、駅から視認できる配置 ・ホール、市民活動交流スペース、情報・雑誌コーナーと隣接し、複合的な利用が可能	※什器レイアウトは入居テナントにより変更の可能性があります。 ※賃貸区画をまたいで什器を設置する場合、管理区分を明確にする必要があります。
印刷室・ロッカー室	印刷室	50	・ロッカーサイズ 大:W250×D460×H810 ×6扉 中:W250×D460×H530 ×9扉 小:W250×D330×H400 ×12扉
	ロッカー室	20	
情報・雑誌コーナー	90	・カフェラウンジに隣接し、気軽に情報にアクセス可能 ・総合情報センターに隣接し、情報発信機能を向上	・収納ラック ・ソファ
国際交流サロン	40	・立ち寄りやすく活動内容をアピールできる配置 ・ガラス壁によって活動の見える化が可能	・事務デスク、打合せデスク ・収納棚 ・窓口カウンター ・ミニキッチン
キッズスペース	50	・団体、一般客両者の利用を想定 ・サポートセンターから視認できる位置 ・良好な採光面を持つ落ちついた空間 ・自主管理スペースとし、民間業者による運営は想定しない	・キッズトイレを近接配置し、上足による行き来が可能
ホール	・客席	220	・ステージ後方と可動席部に面して倉庫を配置
	・ステージ	80	
ホワイエ(5・6階)	135	・カフェラウンジに近接配置し、非日常性を表現する象徴的な空間 ・ホワイエ内に移動式喫茶コーナーを想定し、パントリーを設置	※席数×0.5㎡分(約150㎡)が標準 ホワイエ面積(5・6階合計)＝135㎡
スタジオ	80	・控え室兼スタジオとして使用	
楽屋	・楽屋(大)	30	・楽屋(大)×1室、楽屋(中)×2室を配置
	・楽屋(中)	10	

6 階

※面積は概算値を表記

室名	面積(㎡)	設計概要	備考
会議室	・会議室(1)	145	・活動内容を視認できるガラスの室と防音仕様の室を設置 ・大・中・小会議室を設置し、様々なニーズに対応 ・西側の会議室はケヤキ並木への眺望を活かした開放的なスペース ・市民サロンに面した会議室はサロンとの複合的な使用が可能 ・2本の通路よりアクセスする効率的な動線計画 ・会議室(2)(3)間に可動間仕切を設置 ・打合せデスク ・講演会用スクリーン等
	・会議室(2)	70	
	・会議室(3)	70	
	・会議室(4)	30	
	・会議室(5)	110	
	・会議室(6)	115	
	・会議室(7)	70	
	・会議室(8)	85	
休憩コーナー・青少年スペース (市民サロン)	175	・会議室の休憩コーナーおよび青少年スペースとして活用可能 ・西側のケヤキ並木と東側の吹き抜けに面した解放的なスペース ・可動間仕切りにより一部を有料貸スペースとしても活用可能	・2～4人用テーブル ・自販機コーナー併設 ・可動間仕切り
起業支援・個人有料利用コーナー	70	・共有テーブルを使用 ・ガラス間仕切により穏やかに区画	・ロッカー・プリンター・通信機能を設置
商品テスト・料理室	100	・市民サロンと隣接し、イベント時に一体利用が可能 ・ガラス壁によって活動の見える化が可能 ・会議室と隣接	・調理台 ・収納棚 ・冷蔵庫等設備機器
和室	80	・2室を襖等で間仕切り、一体利用も想定	・押入れ ・下足入れ
地域支援事務室	50	・市民サロンに面して配置し、活動の見える化が可能	
消費生活相談室	40	・相談員常時2名対応 ・会議室(相談スペース)は2室	・事務デスク ・収納 ・窓口カウンター
共有事務室	100	・市民活動支援課:3席(NPO・ボランティアセンター) ・国際交流サロン:6席 ・消費生活相談:2席 ・地域コミュニティ:6席	・窓口対応カウンター設置 ・事務デスク ・収納 ※荷捌用EVホールの通路を兼ねる
廊下	-	・共用部は車椅子の利用者でも使いやすい廊下幅員を確保 ・スタッフのバック動線を考慮した機能的な配置計画	廊下幅員 ・メイン通路:3.0m ・サブ通路:2.5m ・カウンター+通路:3.0m ・共用廊下:1.4m以上
トイレ	-	・誰でもトイレを各階に配置 ・わかりやすく利用しやすい機器・備品の選定を行い、ユニバーサルデザインを取り入れた計画	トイレの便器、洗面器の個数設定 ・5階は類似事例実績より設定 ・6階は集会場の算定基準により設定

エ 施設レイアウト



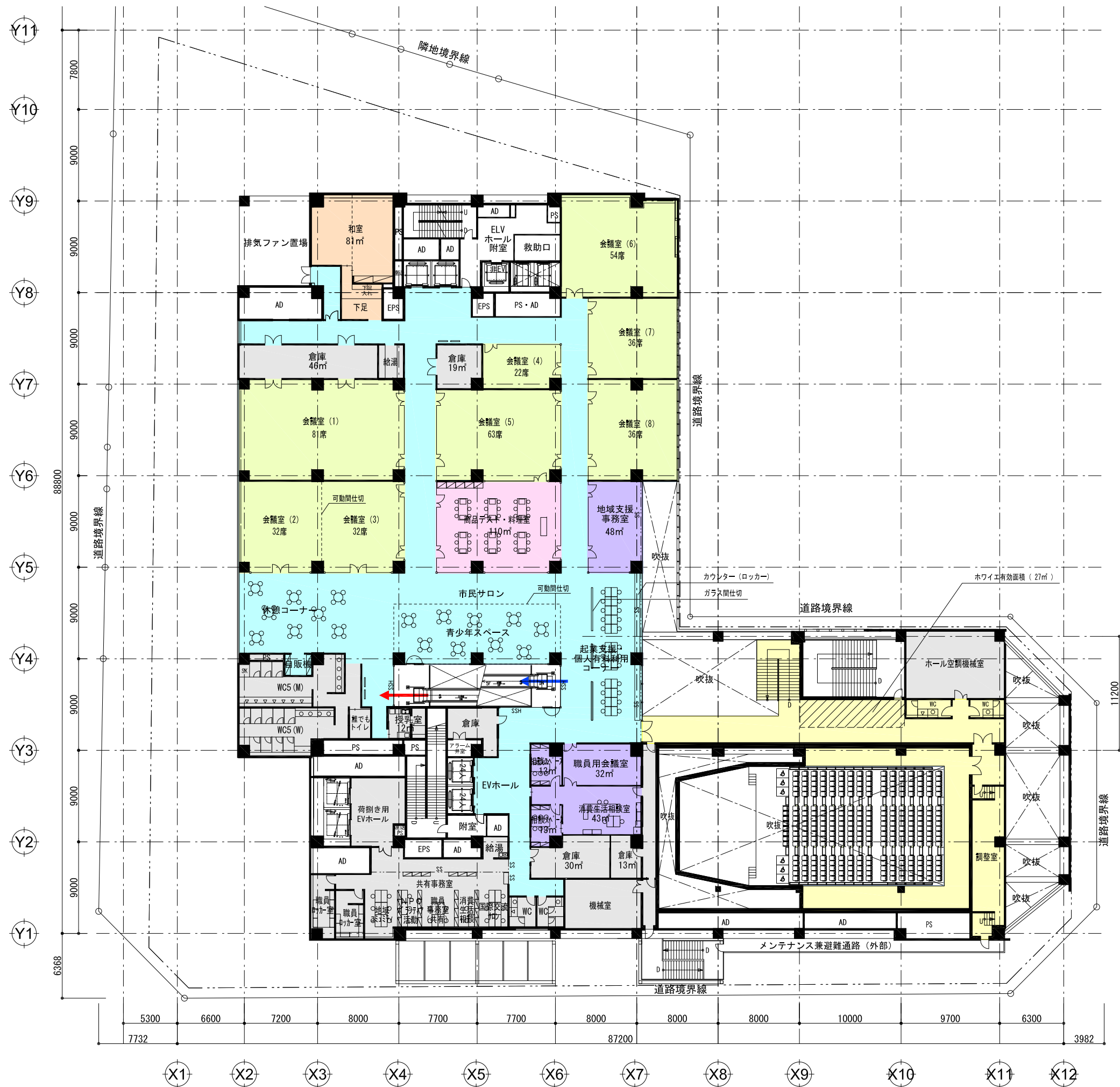
■ 凡 例

- | | |
|---|--------------|
|  | 市民活動サポートセンター |
|  | 総合情報センター |
|  | キッズスペース |
|  | 国際交流サロン |
|  | 共用ゾーン |
|  | 小ホール |
|  | ボックススペース他 |

- ← ESC下り
← ESC上り

- | | |
|-----|---------------|
| EPS | 電気設備配管スペース |
| PS | 衛生・空調設備配管スペース |
| AD | ダクトスペース |
| SK | 掃除用流し |
| 非EV | 非常用エレベータ |

- ロッカー数
- | | |
|---------|-------------|
| ・印刷室 | 21台（207団体分） |
| ・ロッカー一室 | 14台（123団体分） |
| 合計 | 35台（330団体分） |



- 凡 例
- 会議室
 - 商品テスト・料理教室
 - 消費生活相談室他
 - 和室
 - 共用ゾーン
 - 小ホール
 - バックスペース他
- ← ESC下り
← ESC上り
- EPS 電気設備配管スペース
PS 衛生・空調設備配管スペース
AD ダクトスペース
SK 掃除用流し
非EV 非常用エレベータ
- 会議室の防音性能
- ① 一般会議用マイク利用可能な室
- ・ 会議室(1)(2)(3)(4)(5)(7)(8)
 - ・ 商品テスト・料理室
- ※ 会議室(2)(3)は一体利用時のみ
- ② 防音仕様の室
- ・ 会議室(6)
- 会議室席数
- 会議室の席数はスクール形式による最大席数を表記
但し会議室(4)のみロの字形式の最大席数を表記

参 考 資 料

府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業における
保留床（5階・6階）の活用方針について

府中駅南口第一地区（以下「A地区」という。）第一種市街地再開発事業は、府中駅南口の再開発事業の総まとめであり、府中駅前の利便性が高い場所に、今後、6,000平方メートルを超える面積を確保することが困難であることや、A地区が本市のシンボルである、国の天然記念物の馬場大門のケヤキ並木に面していることなどを考慮すると、A地区5階及び6階の保留床（以下「A地区保留床」という。）については、将来を見通した広い視点で、本市の表玄関にふさわしい活用を検討する必要があると考え、調査、検証を行い、A地区保留床の活用方法について、次のとおりまとめました。

1 保留床（5階・6階の二層）の活用面積

約6,100平方メートル（階段、エレベーター等の共有部分を除いた面積）

2 5階（約3,400平方メートル）

(1) 市民活動サポートセンター（仮称）

ア 趣旨

第5次府中市総合計画の推進に向けた取組の根幹をなす、「市民との協働によるまちづくり」を推進し、市民が主役の「美しい風格ある 元気なまち」を実現するためには、多様な分野における市民のソフトパワーを集結し、自発的かつ継続的な市民活動を積極的に支援・促進をする必要があります。そのため、市民活動支援施設の事務所機能を集約するとともに、NPO、ボランティア、国際交流、活動的なシニア層（以下「アクティブシニア」という。）を始めとしたすべての団体等が市民活動や交流活動を行うことのできる活動拠点として、新たなオープンスペースを設置し、市民活動を支援します。

イ 機能概要

(ア) 事務所機能

a NPO・ボランティア活動センター

(イ) 新たに設置する機能

a オープンスペース

市民団体等が利用できるオープンスペースに、ラウンジ、ミーティングスペース、交流スペース、展示コーナー、資料コーナー等を設置します。

b 受付窓口・ロビー

アクティブシニアを含めた市民活動のための情報提供や相談に係る窓口を設置し、社会参加を促進します。

(2) 総合情報センター（仮称）

ア 趣旨

利便性の高い駅前で、市の総合案内、市政のPR、各種情報提供の機能を合わせ、情報公開を促進することにより、総合計画の推進に向けた取組の根幹をなす「適切で効果的な情報の公開」及び「広報活動の充実」を推進するとともに、行政運営の透明性の更なる向上を図ります。市民活動サポートセンター（仮称）と隣接させることにより、市民活動に必要な各種資料を提供し、市民活動を支援します。

イ 機能概要

(ア) 市政情報センター

(イ) 市政情報公開ルーム

(3) 小ホール（仮称）及びホワイエ

市民活動の発表を始めとした各種イベントのほか、プロジェクター、スクリーン等を設置し、シアターとしても利用可能な施設とします。（200～300席程度）

3 6階（約2,700平方メートル）

(1) 市民活動サポートセンター（仮称）

ア 趣旨

5階と同様

イ 機能概要

(ア) 事務所機能

a 国際交流サロン

b 消費生活相談室

(イ) 新たに設置する機能

a キッズスペース

市民等が市民活動を行う際に、子どもを遊ばせておくことができるスペースを設置します。

(2) コミュニティセンター（仮称）

ア 趣旨

近年、市民の社会貢献活動の拡大等、多様な分野におけるボランティア活動やNPO活動などを始め、市民の自発的な活動が活発となっています。本市においては、「市民との協働によるまちづくり」を推進するため、市民活動の場を提供することにより、活動への積極的な支援、促進を図ります。

イ 機能概要

市民団体が行うさまざまな活動を支援するための各種機能を設置します。

- (ア) 会議室（大小10室程度）
 - (イ) 和室・講習室
 - (ウ) 受付・ロビー
- (3) ホワイエ

府中市市民活動推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動の活性化に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、府中市市民活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) NPO・ボランティア（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する活動を行うものをいう。以下同じ。）等の活動の推進に関する事項
- (2) 府中NPO・ボランティア活動センターの運営に関する事項
- (3) NPO・ボランティアの活動その他の市民活動の拠点に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員13人以内をもって組織する。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 府中NPO・ボランティア活動センター登録団体の代表者 | 4人以内 |
| (2) 府中市自治会連合会の代表者 | 1人 |
| (3) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の代表者 | 1人 |
| (4) 社団法人むさし府中青年会議所の代表者 | 1人 |
| (5) 公募による市民 | 2人以内 |
| (6) 学識経験者 | 2人以内 |
| (7) NPO・ボランティアの活動を推進している民間企業の代表者 | 2人以内 |

2 前項の委員の任期は2年とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部市民活動支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年12月27日から施行する。

府中市市民活動推進協議会委員名簿

任期：平成 23 年 2 月 4 日～
平成 25 年 1 月 31 日

	役 職	氏 名	選出区分
1	会 長	朝 岡 幸 彦	学 識 経 験 者
2	副会長	山 崎 猛	自治会連合会
3	委 員	佐 藤 洋 一	学 識 経 験 者
4	委 員	佐 藤 恵 子 (23. 2. 4～23. 7. 31) ※ 石 井 省 三 (23. 8. 1～24. 4. 15) 日 笠 玄 紀 (24. 4. 16～25. 1. 31)	社 会 福 祉 協 議 会
5	委 員	金 子 崇 裕	青年会議所
6	委 員	長 島 剛	民 間 企 業
7	委 員	西 埜 真 美	民 間 企 業
8	委 員	久保田 一 郎	登 録 団 体
9	委 員	竹 内 章	登 録 団 体
10	委 員	中 嶋 信	登 録 団 体
11	委 員	横 野 美智子	登 録 団 体
12	委 員	堺 美佐子	公 募 市 民
13	委 員	津 田 みどり	公 募 市 民

※ 選出母体である社会福祉協議会の人事異動に伴い、委員を変更した。

府中市市民活動推進協議会検討経過

会議区分	開催日	主な協議事項
第 1 回	平成 2 3 年 2 月 4 日 (金)	・ 依頼状の交付 ・ 正副会長の選出 ・ 今後の進め方の確認
第 2 回	平成 2 3 年 3 月 2 5 日 (金)	・ 市内 N P O ・ ボランティア活動等の現状の確認 ・ 視察日程の確認
第 3 回	平成 2 3 年 4 月 2 5 日 (月)	・ 再開発組合設立申請状況の報告 ・ 保留床の活用方針の素案の確認 ・ 分科会の設置 ・ 視察日程の確認
現地視察	平成 2 3 年 5 月 3 1 日 (火)	・ さいたま市市民活動サポートセンター及び浦和コミュニティセンターの視察
第 4 回	平成 2 3 年 8 月 4 日 (木)	・ 保留床の活用方針の確認 ・ 分科会からの中間報告 ・ 論点の整理
第 5 回	平成 2 3 年 9 月 2 0 日 (火)	・ 論点の整理
第 6 回	平成 2 3 年 1 2 月 1 日 (木)	・ 施設レイアウトの変更案の検討
第 7 回	平成 2 4 年 2 月 1 4 日 (火)	・ 施設レイアウトの変更案の検討
第 8 回	平成 2 4 年 4 月 1 6 日 (月)	・ 分科会からの報告
第 9 回	平成 2 4 年 6 月 1 3 日 (水)	・ 市内 N P O ・ ボランティア活動等の現状確認と改善策の検討 ・ センターの現状と課題の確認
第 1 0 回	平成 2 4 年 9 月 1 9 日 (水)	・ センターの課題と改善策の検討 ・ 市民活動のサポート機能の確認
第 1 1 回	平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日 (月)	・ センターの課題と改善策の検討
第 1 2 回	平成 2 4 年 1 1 月 9 日 (金)	・ 報告書の検討
第 1 3 回	平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日 (木)	・ 図面の検討
第 1 4 回	平成 2 4 年 1 2 月 6 日 (木)	・ 図面の検討
第 1 5 回	平成 2 4 年 1 2 月 1 7 日 (月)	・ 報告書の検討 ・ 施設の管理運営等に関する検討
第 1 6 回	平成 2 5 年 1 月 1 8 日 (金)	・ 報告書の検討
第 1 7 回	平成 2 5 年 1 月 2 9 日 (火)	・ 報告書の確認

府中市市民活動推進協議会分科会検討経過

〔第 1 分科会〕

所掌事項：市民活動サポートセンター（仮称）

委 員：長島剛座長・佐藤恵子委員（第 1 回・第 2 回）・

石井省三委員（第 3 回・第 4 回）・西埜真美委員・中嶋信委員

会議区分	開催日	主な協議事項
第 1 回	平成 2 3 年 5 月 2 0 日（金）	・第 1 分科会のミッションの確認 ・府中市の基礎的情報の確認 ・近隣市の中間支援組織の概要の確認
第 2 回	平成 2 3 年 6 月 1 5 日（水）	・さいたま市の視察結果の確認 ・市民活動支援機能の検討
第 3 回	平成 2 3 年 7 月 1 2 日（火）	・市民活動支援機能の検討
第 4 回	平成 2 3 年 1 2 月 2 日（金）	・ハード面とソフト面の検討

〔第 2 分科会〕

所掌事項：小ホール（仮称）及びホワイエ

委 員：佐藤洋一座長・堺美佐子委員・津田みどり委員

会議区分	開催日	主な協議事項
第 1 回	平成 2 3 年 7 月 5 日（火）	・市内各ホール及び各市民活動支援施設の現状と課題の確認 ・ホールの設置目的の明確化
第 2 回	平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日（火）	・ホールとホワイエの機能の検討

〔第 3 分科会〕

所掌事項：コミュニティセンター（仮称）

委 員：山崎猛座長・金子崇裕委員・久保田一郎委員・竹内章委員・

横野美智子委員

会議区分	開催日	主な協議事項
第 1 回	平成 2 3 年 5 月 1 7 日（火）	・市内コミュニティ施設の現状確認 ・活用方針に対するパブリックコメントの確認 ・第 3 分科会の検討課題の確認
第 2 回	平成 2 3 年 6 月 1 4 日（火）	・ハード面とソフト面の検討
第 3 回	平成 2 3 年 1 0 月 1 7 日（月）	・コミュニティセンターの機能の検討